

## ○議題 会長の選出について

- 令和7年3月31日に、大阪府感染症対策審議会委員の任期が一部を除き満了したことに伴い、委員互選により選出された会長の職が解かれています。
- 大阪府感染症対策審議会委員については令和7年4月1日付けでご就任いただいたところですが、大阪府感染症対策審議会規則第4条第1項に規定する会長の選出に関してお諮りするものです。
- なお、今年度開催を予定している感染症対策部会と麻しん及び風しん対策部会の委員指名につきましては、同規則第6条第3項に基づき、本議題により会長が選出され次第、手続きを進めてまいります。